



長沼町水防計画

安全・安心で快適にくらせるまち

令和6年4月1日

北海道長沼町

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責務及び処理すべき事務	3
第2章	水防組織	7
第1節	水防の組織	7
第3章	重要水防箇所	8
第1節	重要水防箇所	8
第4章	予報及び警報	8
第1節	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	8
第2節	気象庁が行う予報及び警報	9
第3節	洪水予報河川における洪水予報	11
第4節	水位周知河川における水位到達情報	12
第5節	水防警報	13
第5章	水位等の観測、通報及び公表	14
第1節	水位の観測、通報及び公表	14
第2節	雨量の通報	15
第6章	気象予報等の情報収集	15
第1節	水防管理者の情報収集	15
第7章	水門等の操作	17
第8章	通信連絡	18
第9章	水防施設及び輸送	18
第1節	水防倉庫及び水防資機材	18
第2節	輸送の確保	18
第10章	水防活動	19
第1節	非常配備体制	19
第2節	巡視及び警戒	20
第3節	水防作業	21
第4節	緊急通行	21
第5節	警戒区域	21
第6節	避難のための立ち退き	21
第7節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	22
第8節	水防配備の解除	23
第11章	水防信号、水防標識等	24

第 12 章	協力及び応援	25
第 1 節	河川協力者の協力	25
第 13 章	費用負担と高揚負担	28
第 1 節	費用負担	28
第 2 節	公用負担	28
第 14 章	水防報告等	30
第 15 章	水防訓練	31
第 16 章	災害補償等	31
第 17 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止の措置	32
第 18 章	水防協力団体	34

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる長沼町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

1 水防管理団体	水防の責任を有する市町村または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）
2 指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）
3 水防管理者	水防管理団体である市町村の長または水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）
4 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）
5 消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）
6 水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
7 量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）
8 水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）
9 洪水予報河川	国土交通大臣または都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

10 水防警報	国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸（水防警報河川等）について、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）
11 水位周知河川	国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位または流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）
12 水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）
13 水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川及び水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう
14 水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
15 氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
16 避難判断水位 （国管理河川）	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
17 氾濫危険水位 （特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
19 洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び法第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
20 雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は、市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
21 重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
22 洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）
25 内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
23 浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。（法第15条の6）

第3節 水防の責務及び処理すべき事務

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

第1 水防の責任

1 町（指定水防管理団体）の責任

町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）。具体的には次の事務を行う。

(1) 水防団の設置（法第5条）

(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）

- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (12) 警戒区域の設定（法第21条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20) 水防協議会の設置（法第34条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (22) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (23) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (24) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (25) 消防事務との調整（法第50条）

2 道

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）

- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局）

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁（札幌管区气象台）

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第2 水防計画の作成及び変更

1 町は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するとき（軽微な場合を除く。）は、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会の設置

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第3 安全配慮

洪水時等は、水防団員自身の安全確保、特に退避の基準（時期）を明確にしたうえで警戒巡視、避難誘導及び水防活動等を実施するものとする。この際、「水防活動時等の安全管理マニュアル（29.7.14）」によるほか、次の事項を遵守するものとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用するとともに、活動地域ごとに安全係を指名し、安全について指導・監督させるものとする。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- 8 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

第2章 水防組織

第1節 水防の組織

町は、長沼町災害対策本部条例（昭和37年条例第18号）、長沼町地域防災計画第3章第2節「町の災害対策組織」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとする。

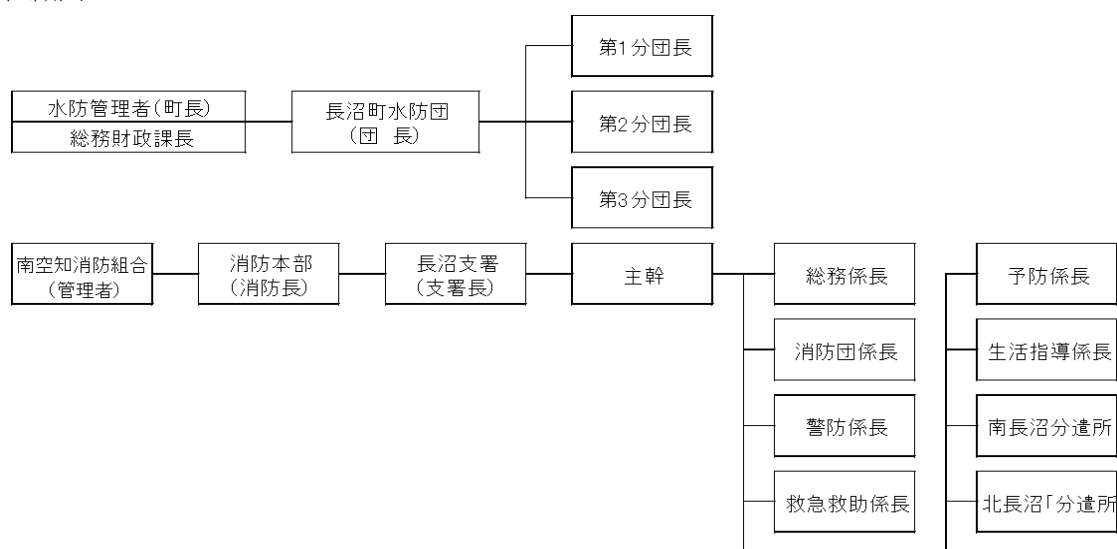
水防事務は総務財政課で行うものとする。

第1 水防の組織等

水防の組織、水防団の水防分担区域は次のとおりとする。

ただし、団長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動するものとする。

1 組織図



2 水防団の水防分担区域

構成	責任者	担当河川名
本 団	団 長	総括
第1分団	第1分団長	旧夕張川中・下流、馬追運河、山根川、富士戸川 長沼炭山川、長追川、新長追川、中央・西地区排水路
第2分団	第2分団長	千歳川、嶮淵川、南六号川、南九号川、南地区排水路
第3分団	第3分団長	夕張川、旧夕張川上流、北地区排水路

第2 大規模氾濫減災協議会

1 国管理河川に係わる大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取り組みを総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（大規模氾濫減災協議会）を組織したもので、協議が整った事項について協議会構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

2 道管理河川に係わる北海道大規模減災協議会

北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取り組みを総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（北海道大規模氾濫減災協議会）を組織したもので、協議が整った事項について協議会構成員はその協議の結果を尊重しなければならない

3 町が所属する大規模氾濫減災協議会

上記の規定に基づき、石狩川下流域等における堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、「石狩川下流域外減災対策協議会」が設置され、長沼町においても構成員となるとともに当該協議会の千歳川外地域部会に属することとなった。

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

第1 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、別表第1「国土交通省管理重要水防箇所」のとおりである。

第2 道管理重要水防箇所

道管理河川における重要水防箇所は、別表第2「道管理重要水防箇所」のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 (法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項)	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署	一般向け注意報及び 警報の発表をもって 代える。 (第2章第2節)
洪水予報 (法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項)	注意報・警報・情報	北海道開発局 北 海 道	指定河川について、 水位又は流量を示し 行う予報 (第2章第3節)
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 北 海 道	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動 を行う必要があるこ とを警告して発表 (第2章第節)

第2節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水又はそのおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

- 1 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

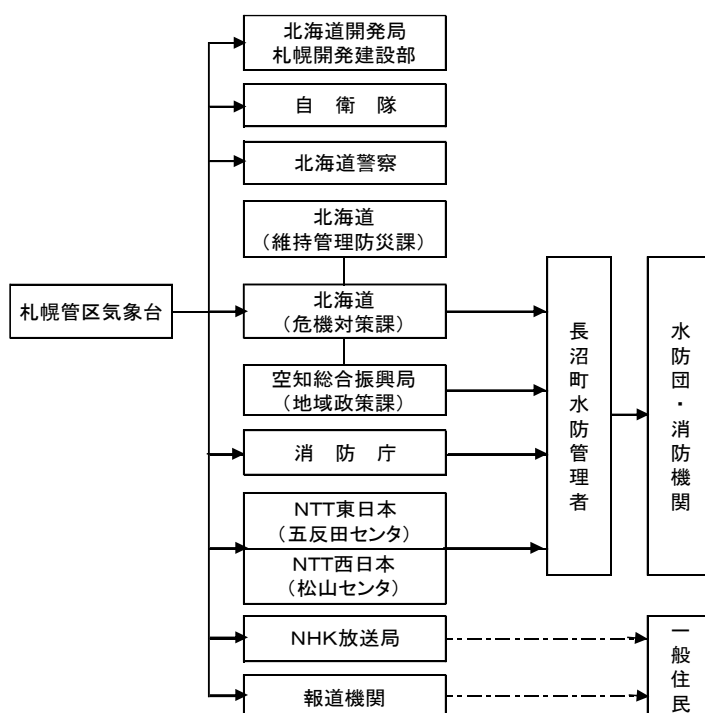
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

(大雨警報・洪水警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 警報等の伝達経路及び手段（洪水の場合）



第3節 洪水予報河川における洪水予報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	町・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2	氾濫注意水位	氾濫注意水位	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

第2 国が行う洪水予報

1 洪水予報河川

国と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は次にとおり。(町関係分)

	水系名	河川名	実施機関
洪水予報河川	石狩川	千歳川、夕張川、旧夕張川	札幌管区气象台、札幌開発建設部

第4節 水位周知河川における水位到達情報

第1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

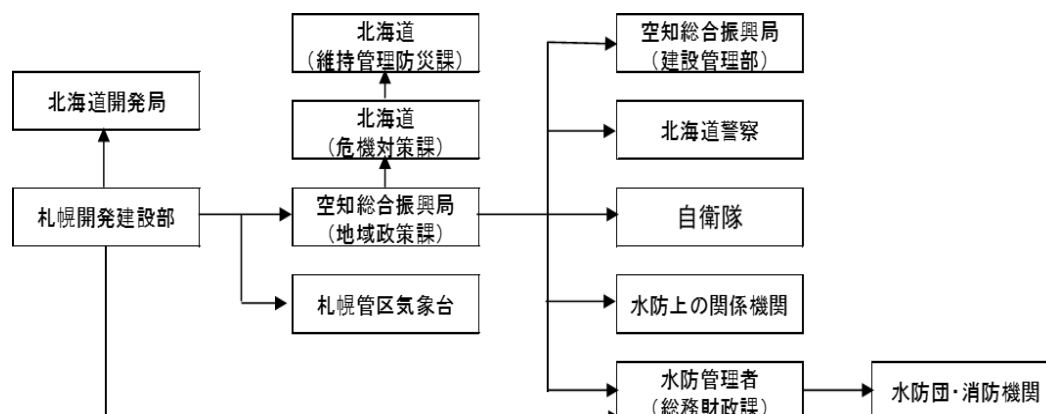
第2 国土交通省が行う水位到達情報の通知

1 水位周知河川

国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川は次のとおり。(町関係分)

	水系名	河川名	実施機関
水位周知河川	石狩川	嶮淵川	札幌管区气象台、札幌開発建設部

2 水位情報の伝達経路及び手段



第3 道が行う水位到達情報の通知

1 水位周知河川

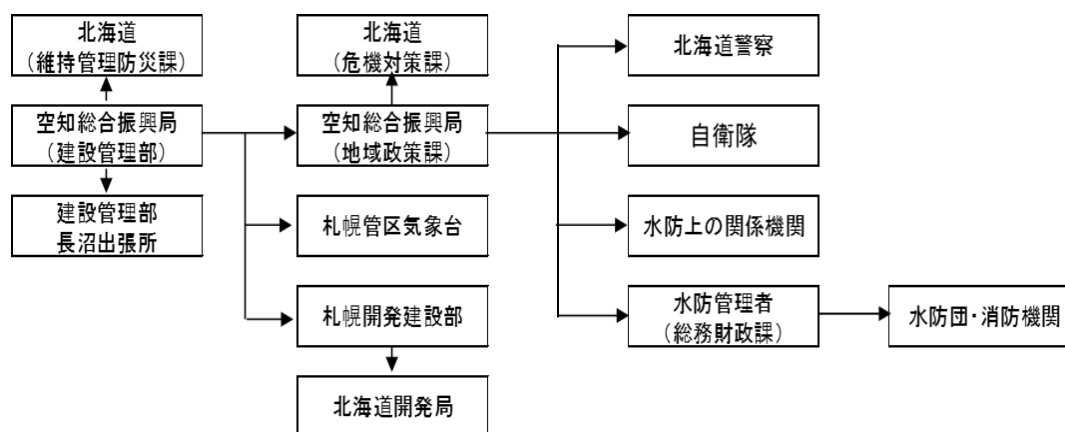
知事が行う指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間は、次のとおり。（町関係分）

水系名	河川名	実施機関
石狩川	馬追運河、南六号川	札幌管区気象台・空知総合振興局札幌建設管理部

2 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知するものとする。



第5節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

第2 洪水時の河川における水防警報

1 水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発表基準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認める場合

出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又はすでに氾濫注意水位を超え災害の恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位の観測、通報及び公表

1 雨量・水位の観測所

町内の主要な雨量及び水位の観測所は、長沼町地域防災計画第3章第5節「気象等業務に関する計画」の定めるところによる。

2 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

3 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

気象庁	https://www.jma.go.jp/
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/
国道交通省 市町村向け「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ (ID, PASS)

4 障害時の水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、欠測、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機

関に通報するものとする。

通報は電話により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリまたは電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、長沼町地域防災計画第3章第5節「気象等業務に関する計画」の定めるところによる。

第2節 雨量の通報

1 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

2 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリまたは電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

3 雨量通報系統図

道及び北海道開発局の雨量等通報系統図は、長沼町地域防災計画第3章第5節「気象等業務に関する計画」の定めるところによる。

第6章 気象予報等の情報収集

第1節 水防管理者等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・河川水位等の情報収集

水防管理者または水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者または水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防

警報等が発表され、または洪水等のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

1 気象情報

名 称	ホームページアドレス	提供情報
市町村向け川の防災情報	https://www.river.go.jp/jp/	雨量、水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jp/	気象方情報、解析雨量、早期注意情報、気象警報／注意報、アメダスキキクル、流域雨量指数の予測値

2 一般向け情報

名称	ホームページアドレス	提供情報
市町村向け川の防災情報	https://www.river.go.jp/jp/	雨量、水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma.net.go.jp/Sapporo	気象方情報、解析雨量、早期注意情報、気象警報／注意報、アメダスキキクル、流域雨量指数の予測値
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jp/	気象方情報、解析雨量、早期注意情報、気象警報／注意報、アメダスキキクル、流域雨量指数の予測値

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕・〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般

気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第1 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

第2 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。やむを得ない理由により、連絡系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第3 水門等の設置場所

本町における水門の設置場所は、別表第3「水門等一覧表」のとおりである。

第8章 通信連絡

水防時に必要な連絡及び被害報告等の通信連絡方法は、長沼町地域防災計画第5章第2節「災害通信計画」の定めるところによる。

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

第1 水防倉庫及び水防資機材

町は、長沼町水防倉庫（長沼町栄町2丁目1番6号）に想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。なお、町が備蓄する資機材の保有状況は、別表第4「水防資機材保有状況」のとおりである。

第2 水防資機材の調査等

町は、水防資機材の確保のため、町内において水防資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第3 北海道が保有する水防資機材の払出し

町は、水防活動に必要な水防資機材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫を管理する空知総合振興局長に道有水防倉庫の水防資機材の払出しを申請することができる。

第2節 輸送の確保

第1 輸送路線の確保

水防管理者は、非常の場合における水防団員及び作業員並びに水防用資機材等の輸送の確保を図るため、警察機関、空知総合振興局長及び札幌開発建設部長その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

第2 水防管理者の措置

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、長沼町地域防災計画第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第10章 水防活動

第1節 非常配備体制

第1 町の非常配備体制

1 町職員の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防業務を処理するものとする。町職員の非常配備体制は、長沼町地域防災計画第3章第3節「町職員の配備体制」の定めるところに準じるものとする。

第2 水防団及び南空知消防組合長沼支署の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び南空知消防組合長沼支署を出動させ、または出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防団及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。	水防団及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれ	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。

	<p>があるとき。</p> <p>3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき</p> <p>4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。</p>	
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき。	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

法第9条の規定により、水防管理者、水防団長または南空知消防組合長沼支署の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

水防管理者、南空知消防組合長沼支署の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに空知総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- 7 ため池については、次の事項に注意するものとする。
 - (1) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - (2) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - (3) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - (4) 流入水及び浮遊物の状況
 - (5) 周辺の地すべり等の崩落状況

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、別表第5「水防工法一覧表」のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全確保を最優先し、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない通路を通行することができる。

第2 損失補償

町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域

第1 警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または南空知消防組合長沼支署に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所において、水防団長、水防団または南空知消防組合長沼支署に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき、警察官は、水防団長、水防団員または南空知消防組合長沼支署に属する職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立ち退き

災害による避難のための立ち退きの指示等は、次に定めるもののほか長沼町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 法第29条の規定により、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、栗山警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避

難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

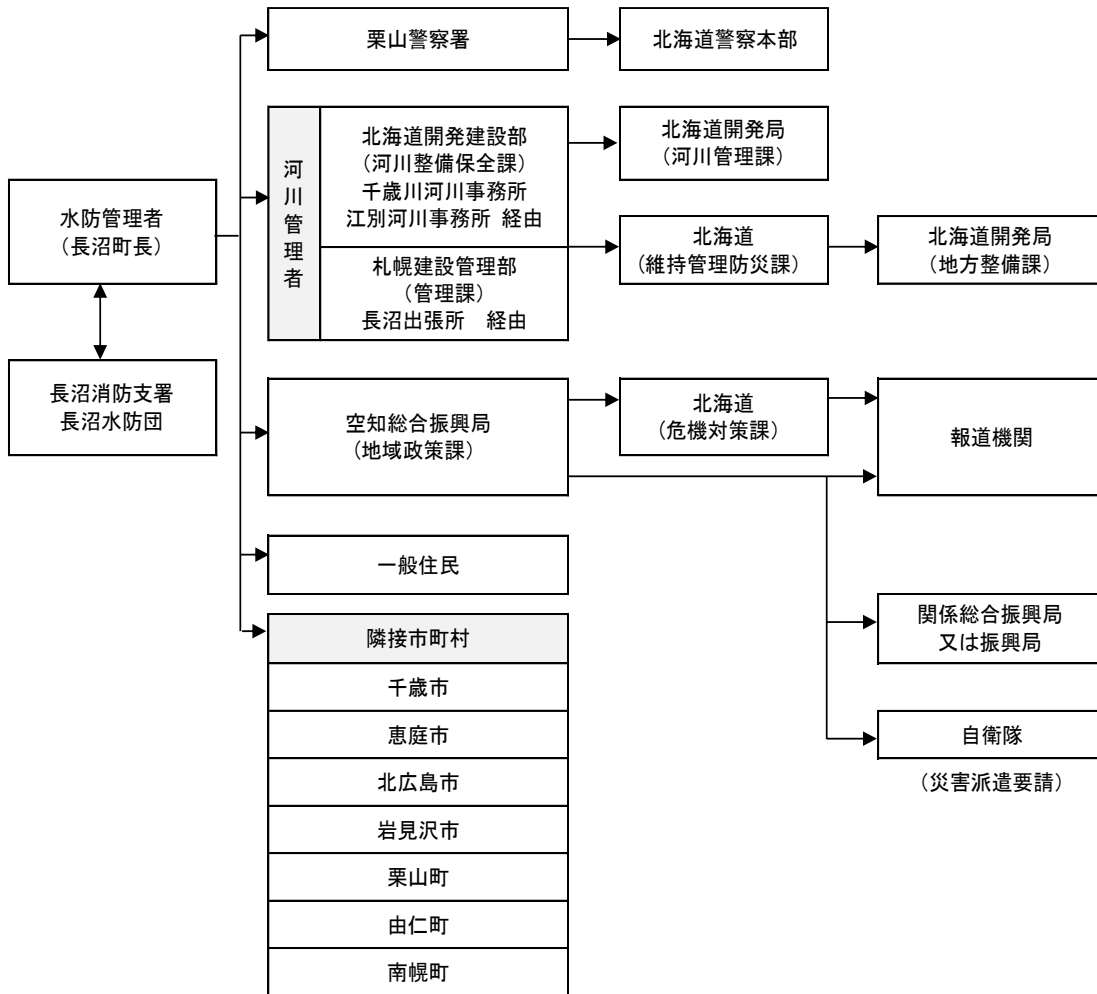
第7節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

第1 決壊・漏水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防等の施設が決壊したとき、または越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長・南空知消防組合長沼支署の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。

第2 決壊・漏水等の通報系統図

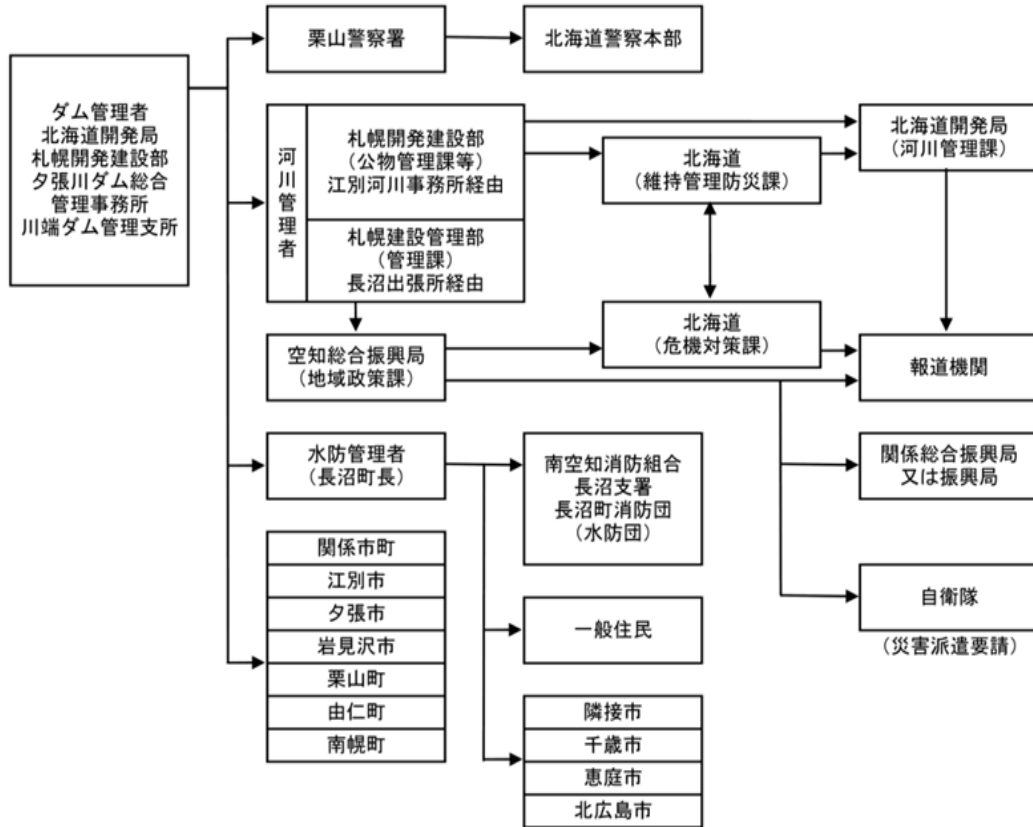
1 堤防等の決壊・漏水等の通報系統図は次のとおりである。



(注) 南空知消防組合長沼支署長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

2 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。



第3 決壊等後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、南空知消防組合長沼支署の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

第1 水防管理団体の非常配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、空知総合振興局に報告するものとする。

第2 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号、水防標識等

第 1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである

- 1 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う

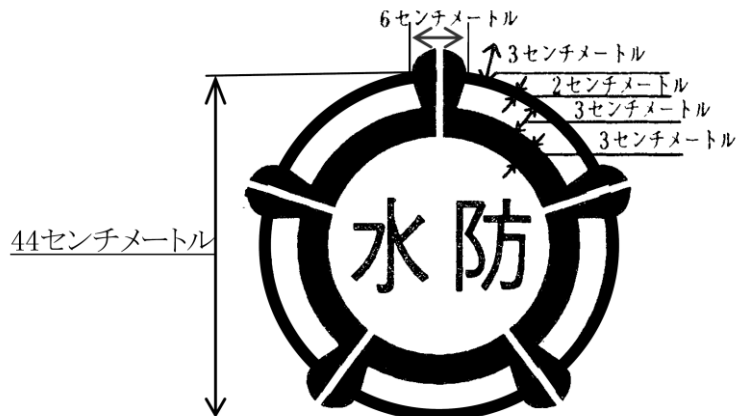
区 分	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱 打	約 1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○－

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

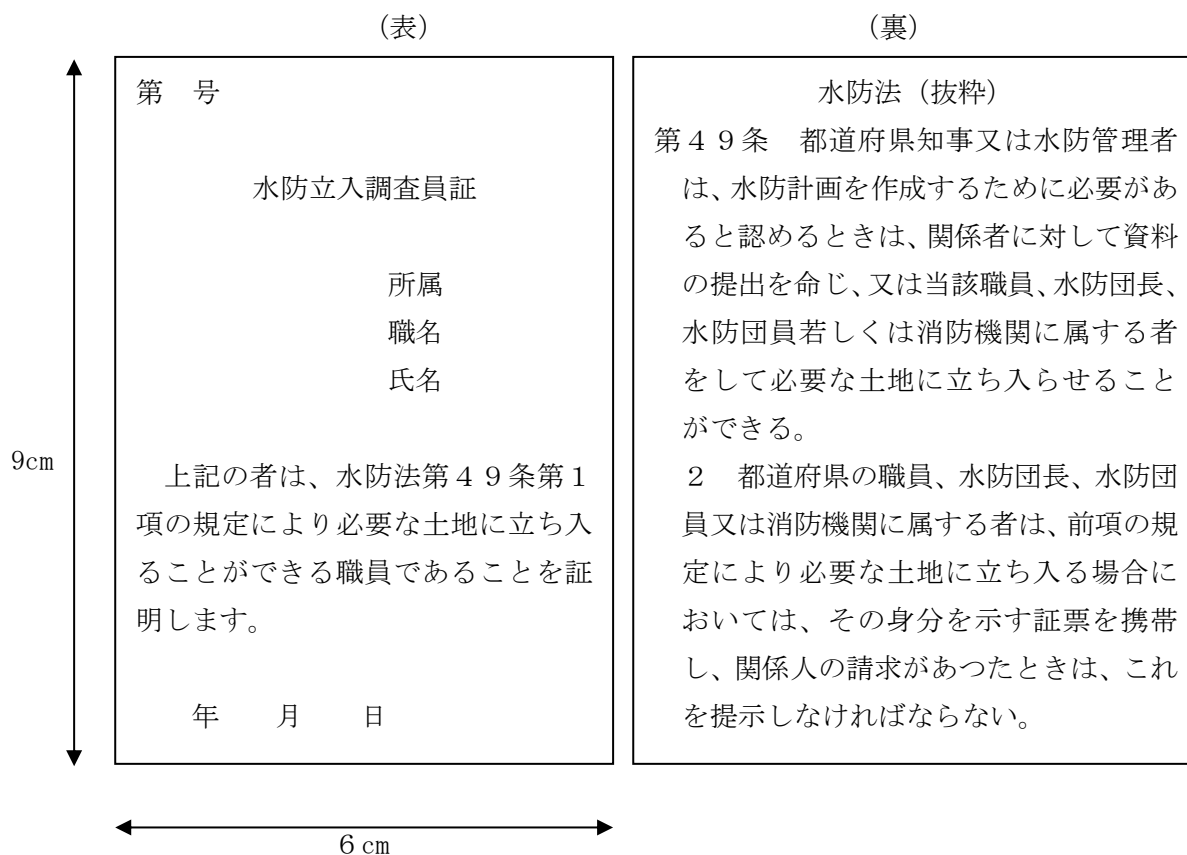
第 2 水防標識

知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第3 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防団長、水防団員または南空知消防組合長沼支署に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりである。



第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長または知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う洪水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

第1 河川管理者の協力

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- 2 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 3 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知

- 4 重要水防箇所の合同点検の実施
- 5 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 6 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、北海道開発局の応急復旧資機材または備蓄資機材等の貸与
- 7 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第2 河川管理者の援助

- 1 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- 2 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- 3 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- 4 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者または市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

第4 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、栗山警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ栗山警察署長と協議しておくものとする。

第5 自衛隊の災害派遣要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、長沼町地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。また、その場合においても事後速やかに知事を通じた要請を行うものとする。

第6 国（河川事務所、札幌管区气象台）及び道との連携

1 水防連絡会

町は、道や北海道開発局河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

町は、河川の水位状況について道及び北海道開発局河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については札幌管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、応急・復旧工事に必要な人員の派遣及び資器材、車両等の提供に関して長沼町建設業協会と協定を締結している。これにより水防のため必要があるときは、協力を求めるものとする。

（表）（例）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">水防活動委任証</p> <p style="margin: 5px 0 0 20px;">名 称 ○○ 株式会社</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 20px;">水防管理者 ○○ ○○ 印</p>

(裏) (例)

- 1 本証は、水防管理者から水防活動の責任を受けた者であることの身分証明書である。
- 2 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- 3 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第8 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たって、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

第1 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または南空知消防組合長沼支署の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3 車両その他の運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用

5 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記1から4（2における収用を除く。）の権限を行使することができる。

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または南空知消防組合長沼支署長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、第12章第6に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

第号

公用負担権限委任証

住所
職名
氏名

上記の者に 区域における水防法第28条第2項の権限行使について委任したことを証明します。

年 月 日

9cm

6cm

第3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第 号	<p style="margin: 0;">公 用 負 担 命 令 書</p> <p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p>	
<p>水防法第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。</p> <p>1 目的物</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 所在地</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 名 称</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 種類 (又は内容)</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 数 量</p> <p>2 負担内容</p> <p style="margin-left: 20px;">(使用・収用・処分等について詳記すること。)</p>		
年 月 日	命令者 職 氏名	印

(日本工業規格 A 4 版)

第 4 損失補償

法第 28 条第 2 項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

第 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況

- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2 水防報告

- 1 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。
 - (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき。
 - (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
 - (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

2 概要報告

別表第6「概要報告（一例）」

第3 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書（別表第7「水防活動報告書」）を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第15章 水防訓練

法第32条の2の規定により、指定水防管理団体は、毎年水防団、南空知消防組合長沼支署及び水防協力団体の水防訓練を含めた総合防災訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、町が主催する水防研修や北海道開発局等が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第16章 災害補償等

第1 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長または水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定により、政令で定める基準に従い、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第2 水防に従事した者の災害補償

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第45条の規定により、政令で定める基準に従い、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号の定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置

第1 浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

本町における、浸水想定区域指定河川は次のとおりである。

1 北海道開発局

- (1) 石狩川水系夕張川
- (2) 石狩川水系千歳川
- (3) 石狩川水系旧夕張川
- (4) 石狩川水系嶮淵川

2 道

- (1) 石狩川水系南六号川
- (2) 石狩川水系馬追運河

第2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 町防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、長沼町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水及び内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 本町の地域防災計画で定めている浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は、地域防災計画第4章第6節のとおりである。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- (1) 法第15条第1項の規定により本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- (2) 町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達について防災行政無線の他、電話、SNS等複数の手段を準備し、確実に伝達するものとする。

第3 洪水ハザードマップ等

- 1 町は、洪水浸水想定区域における円滑、かつ、迅速な避難を確保するための措置として、区域内の浸水深、避難場所等に関する情報を記載した洪水ハザードマップ（資料第2「長沼町防災マップ」）を作成配布するとともに、ホームページに掲載等し、住民等が提供を受けることができる状態にしておくものとする。
- 2 町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、過去の降雨により浸水した地点の水深及び避難場所を「まるごとまちごとハザードマップ」として、町中のスノーポール等に掲示し、住民等に周知するものとする。
- 3 洪水ハザードマップ等を有効活用して、平常時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを涵養し、水災時には住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

第4 浸水被害軽減地区の指定等

法第15条第6項の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 1 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 2 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定したときは、国土交通省で定める基準を参酌して、町は条例で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した

標識を設けなければならない。また、水防管理団体は、標識の設置により損失を受けた者に対して時価によりその損失を補償しなければならない。

- 4 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 5 何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第18章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定

法第36条第1項の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる

法第36条第2項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

第2 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること
- 2 水防に必要な器具、資材または設備の保管及び提供すること
- 3 水防に関する情報または資料を収集し、及び提供すること
- 4 水防に関する調査研究を行うこと
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

第3 水防団等との連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第2に掲げる業務を行うものとする。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

沿 革

平成18年	10月19日	長沼町水防計画策定
平成23年	4月28日	長沼町水防計画改訂
平成27年	3月26日	長沼町水防計画改訂
平成31年	3月25日	長沼町水防計画改訂
令和2年	3月25日	長沼町水防計画改訂
令和3年	3月18日	長沼町水防計画改訂
令和4年	2月14日	長沼町水防計画改訂
令和5年	3月14日	長沼町水防計画改訂
令和6年	3月7日	長沼町水防計画改訂

長 沼 町 水 防 計 画

発 行
令和6年4月

発 行 人
長沼町水防協議会
(事務局 長沼町総務財政課)